

令和元年度 第2回スポーツ推進審議会

日 時：令和元年10月30日（水）14時～

場 所：荘島体育館会議室

1 会長あいさつ

2 議 事

（1）国のスポーツ基本計画にかかる地方公共団体の役割について

（2）市民意識調査からみる本市のスポーツを取り巻く現状について

（3）次期計画の骨子について

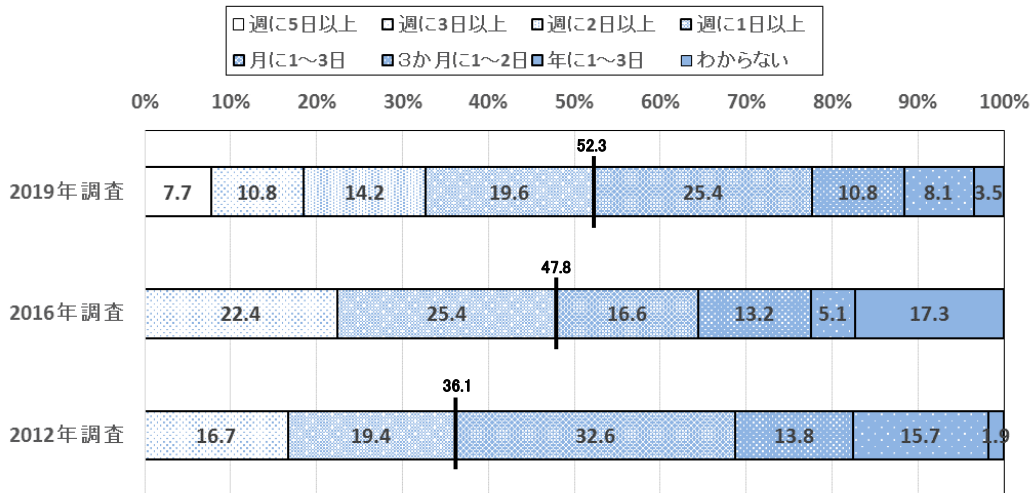
3 その他

市民意識調査からみる本市のスポーツを取り巻く現状

2019年に市が実施した「市政アンケートモニター・くるモニ」の結果から、本市における市民のスポーツに関する意識や実態の把握を行いました。

(1) この1年に行ったスポーツや運動の頻度

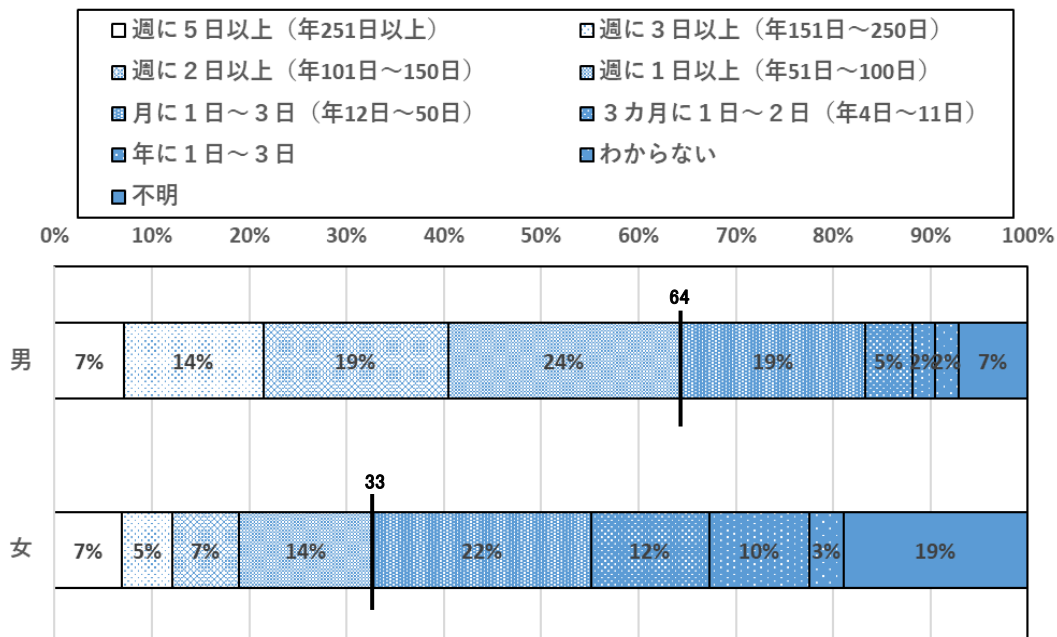
【この1年間に行ったスポーツや運動の頻度の経年比較】



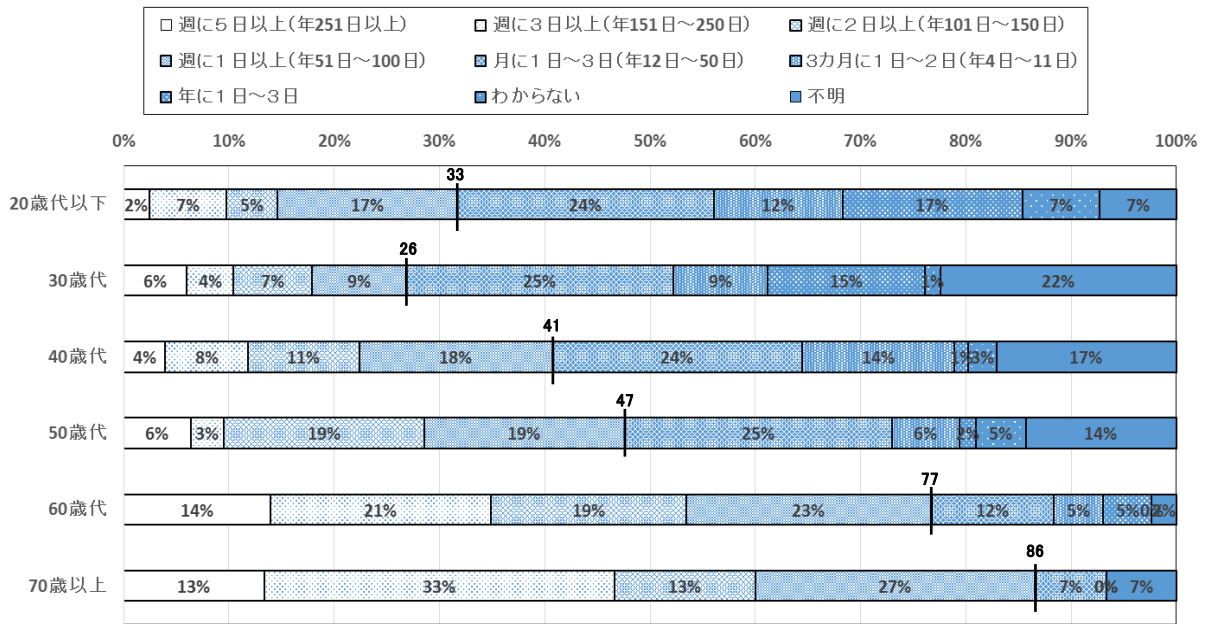
この1年に行ったスポーツや運動の頻度をたずねたところ、「週に1回以上」と回答した人は52.3%となっており、これは2012年、2016年調査に比べ徐々に高くなっています。

なお、国の調査（2019年）では、週に1回以上のスポーツ・運動実施率は55.1%となっています。

(男女別)



(年齢別)



男女別の週1回以上のスポーツ・運動実施率は男性64%、女性33%であり、男女差が大きい状況にあります。国の調査では男性57.3%、女性53.4%であり、若干男性の比率が高くなっています。

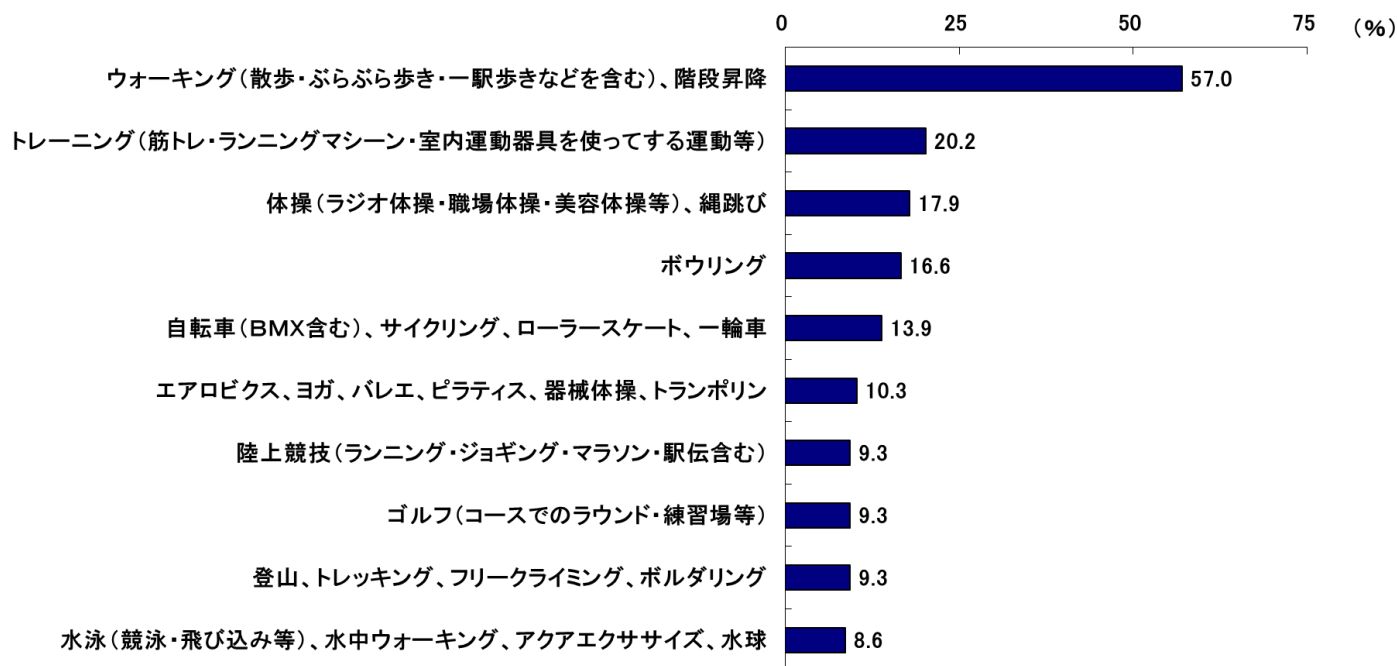
また、年齢別には、30歳代が一番低く、以降年齢が上がるにつれ、スポーツ・運動実施率が高くなっており、国の調査では、20歳代から40歳代に向け低くなり、40代を底に高年代ほど高くなっています。



【施策の方向性】

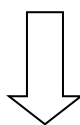
多くの市民が健康の保持増進や体力向上など、生きがいを持ってスポーツ・健康づくりを行えるよう、関係団体・機関等との協働・連携しながら各種事業に取り組み、男女別では女性、世代別では50歳代以下の運動・スポーツ実施率の向上を目指す必要があります。

(2) この1年間で行った(好きな)運動・スポーツ(※複数回答3つまで)



この1年間に行ったスポーツや運動の上位3項目をみると、「ウォーキング、散歩」「トレーニング(筋トレ、ランニングマシン等)」「体操(ラジオ体操、職場体操)」など、身近な場所で手軽に行える種目が多くなっています。

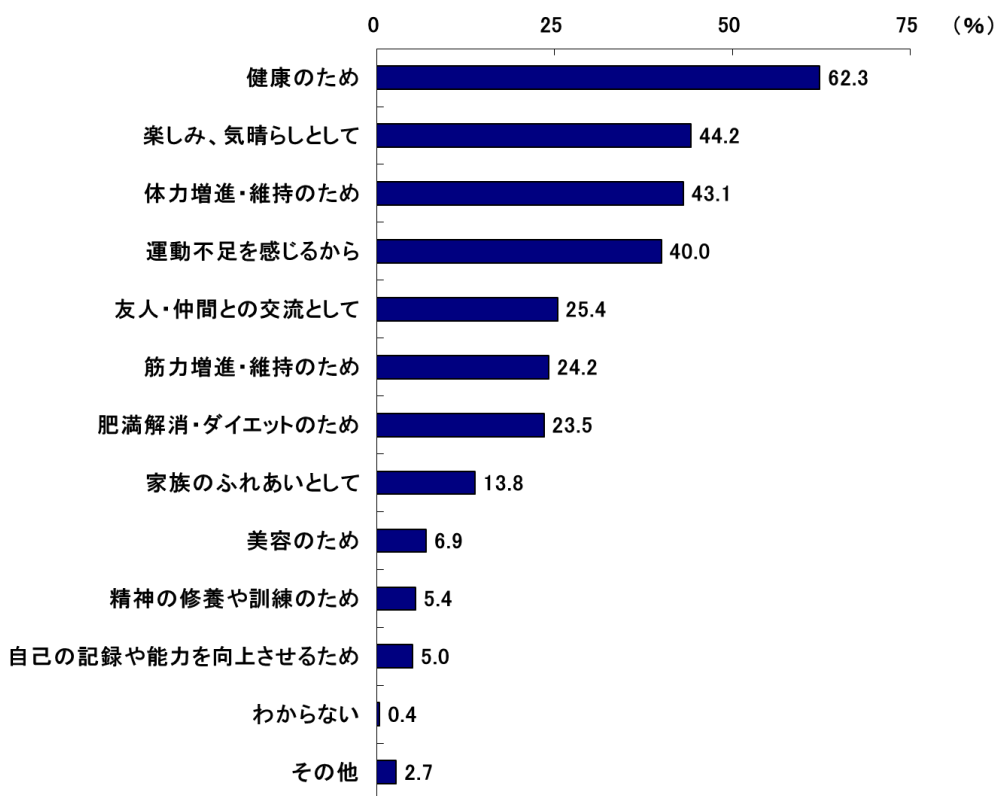
国の調査では、「ウォーキング」(62.1%)、「階段昇降」(16.0%)、「トレーニング」(15.4%)「体操」(15.4%)となっています。



【施策の方向性】

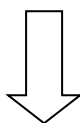
アンケート結果から比較的手軽に、一人でも行えるスポーツが上位を占めているため、少しの時間でも手軽に行えるスポーツの提案など、スポーツをより身近にする取り組みを進めていく必要があります。

(3) この1年間で運動・スポーツを行った理由（※複数回答）



この1年間で運動・スポーツを行った理由についてたずねたところ、「健康のため」（62.8%）が一番多く、以下、「楽しみ、気晴らしとして」（44.2%）「体力増進・維持のため」（43.1%）「運動不足を感じるから」（40.0%）が多くなっています。

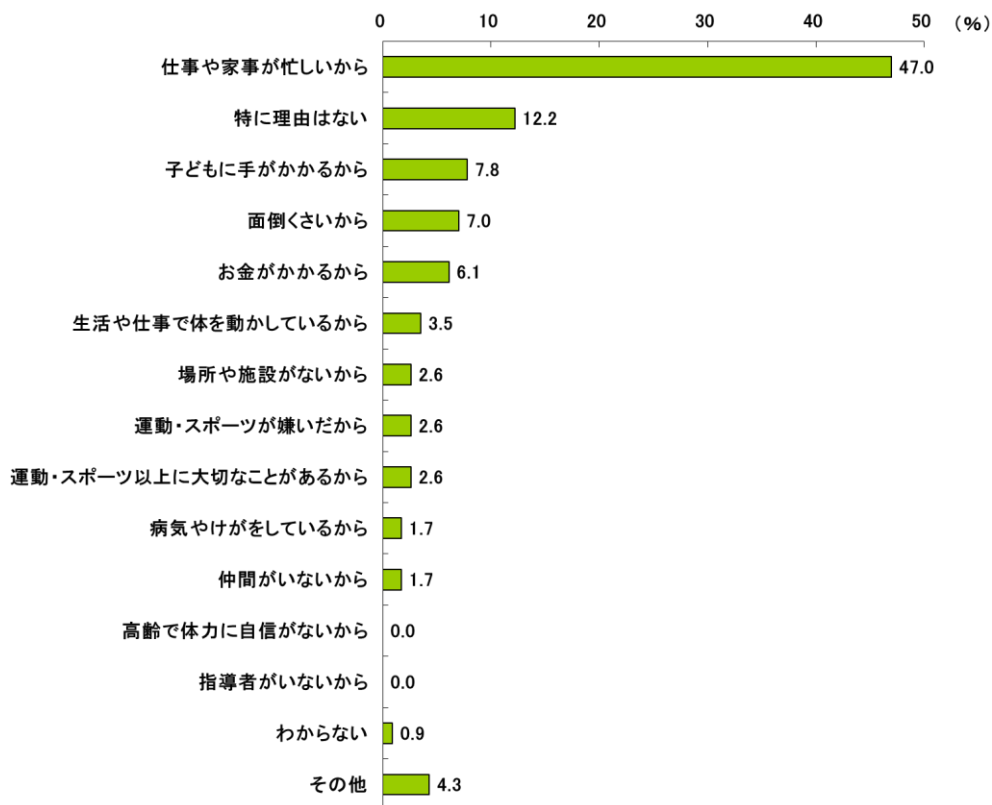
国の調査では、「健康のため」（77.9%）が一番多く、以下「体力増進・維持のため」（58.3%）、「運動不足を感じるから」（52.2%）が多くなっています。



【施策の方向性】

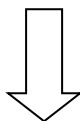
運動・スポーツの取り組みにより運動習慣が身につき日常的に運動・スポーツに親しむことで、体力の維持向上や健康な心身を育むことができるよう、ウォーキングなどそれぞれの目的に応じた取り組みを進めていく必要があります。

(4) 週に1日以上運動・スポーツをできなかった最も大きな理由



この1年間で週に1日以上運動・スポーツをできなかった最も大きな理由についてたずねたところ、「仕事や家事が忙しいから」(47.0%)が特出して多く、以下、「特に理由はない」(12.2%)「子どもに手がかかるから」(7.8%)「面倒くさいから」(7.0%)が多くなっています。

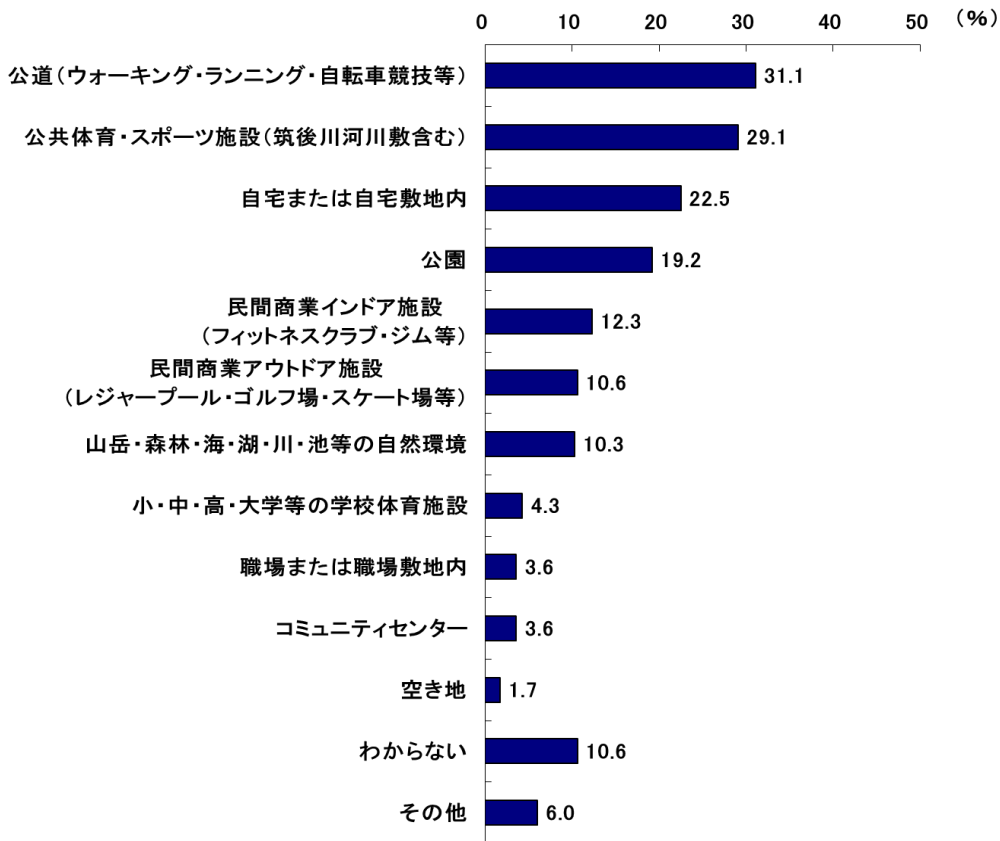
国の調査では、「仕事や家事が忙しいから」(49.0%)、「面倒くさいから」(43.5%)、「お金の余裕がないから」(22.0%)が多くなっています。



【施策の方向性】

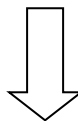
これまで仕事や家事などで忙しく、スポーツに関わりを持てなかった人達が、身近でかつ手軽に運動・スポーツが行うことができるような、このアンケート結果を活かせる取り組みを進めていく必要があります。

(5) この1年間に運動・スポーツをどこで行ったか (※複数回答)



この1年間で運動・スポーツをどこで行ったかについてたずねたところ、「公道（ウォーキング・ランニング・自転車競技等）」（31.1%）、「公共体育・スポーツ（筑後川河川敷を含む）」（29.1%）、「自宅または自宅敷地内」（22.5%）、「公園」（19.2%）が多くなっています。

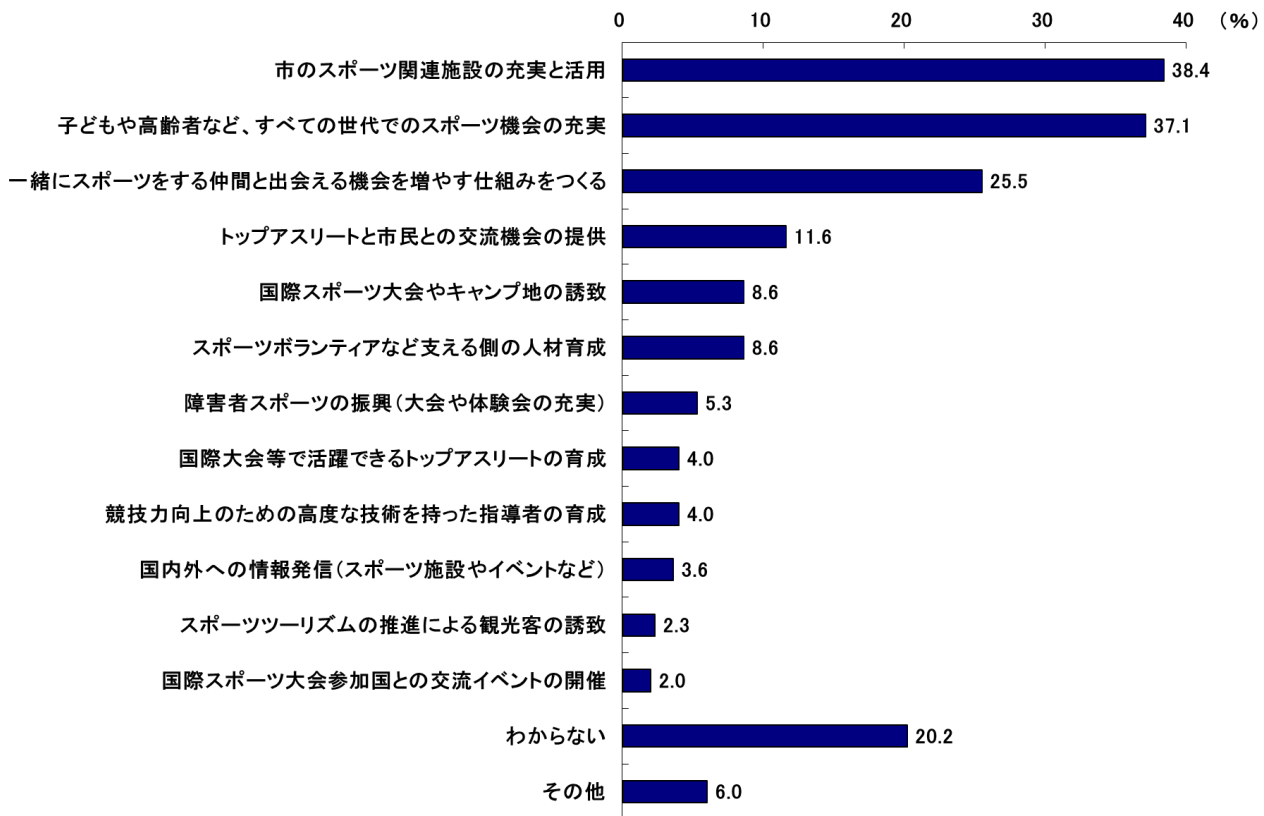
国の調査では、「道路」（49.2%）、次いで「自宅または自宅敷地内」（26.5%）、「公園」（23.5%）、が「公共体育・スポーツ施設」（19.6%）の順となっています。



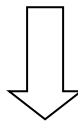
【施策の方向性】

道路や自宅、公園など身近な場所でスポーツを行っている状況がうかがえます。また、公共体育・スポーツ施設も高い状況となっているため、今後、多くの市民が利用できる場所の情報提供や充実を図る取り組みを進めていく必要があります。

(6) 今よりもっとスポーツに親しむために市に力を入れてほしいこと（※複数回答3つまで）



今よりもっとスポーツに親しむために市に力を入れてほしいことについてたずねたところ、「市のスポーツ関連施設の充実と活用」（38.4%）、「子どもや高齢者など、全ての世代でのスポーツ機会の充実」（37.1%）、「一緒にスポーツをする仲間と出会える機会を増やす仕組みをつくる」（25.2%）が多くなっています。



【施策の方向性】

スポーツ関連施設の充実と活用を図るため、施設でのイベントの開催に努めるとともに、すべての世代でのスポーツ機会の充実を図るため、初心者教室の開催を行うなど、市民の誰もがそれぞれの目的などに応じてスポーツを親しむことができる環境の整備を進めていく必要があります。

スポーツ基本計画 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策体系 (計画の骨子)

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
- ④ 大学スポーツの振興

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

- ① 障害者スポーツの振興等
- ② スポーツを通じた健康増進
- ③ スポーツを通じた女性の活躍促進

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

- ① スポーツの成長産業化
- ② スポーツを通じた地域活性化

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

- ① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁
- ② ドーピング防止活動の推進

久留米市スポーツ推進計画策定スケジュール(案)

年	月	体スポ(事務局)	審議会	市議会・教育委員会
H30年度	1	くるモニアアンケート		
	2			
	3			
R元年度	4	新計画(案)作成		
	6	市民意識調査		
	7	【審議会委員変更】(市議)		教民(所管事務調査)
	8			
	9			
	10 4日	諮問(教育長→審議会) 審議会意見集約・修正	【第一回】 ①現計画の総括 ②諮問 ③次期計画 ④意見聴取	
	10 30日	審議会意見集約・修正	【第二回】 ①地方公共団体の役割 ②市民意識調査からの現状 ③次期計画の骨子 ④意見聴取	
	11	審議会意見集約・修正	【第三回】 ①次期計画の基本方針・骨子 ②次期計画の事業 ③意見聴取	
	12	パブリックコメント	【第四回】 ①計画(案)確定 ②意見聴取	教民 計画(案)の提案
	1	【審議会委員改選】		
2				
3	答申(審議会→教育長)	【第五回】①計画(案)確定	教民(報告) 計画答申案の議案提出 パブコメ報告	

スポーツ基本計画にかかる地方公共団体の役割

地方公共団体には、国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第2期計画を参酌してできる限りすみやかに地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことを期待する。

【今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む具体的施策】

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

(1) スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

〔施策目標〕

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

〔具体的施策〕

ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。

イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。

ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存の介護予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。

エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。

② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

〔施策目標〕

学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。

〔具体的施策〕

イ 国は、地方公共団体と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における武道の指導を充実する。

ウ 国は、地方公共団体等と連携し、小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに、運動が苦手や意欲的でない児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。

エ 国は、地方公共団体と連携し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し、その分析結果を周知する。これに基づき、地方公共団体及び学校は、それぞれの成果と課題を検証し、体育・保健体育の授業等を改善する。

カ 国及び地方公共団体は、運動部活動が、学校教育の一環として、生徒がスポーツに親しみ、生徒の責任感や連帯感を養う上で、重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ、運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る。そのため、スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員について、中体連、高体連、スポーツ団体、総合型クラブ、民間事業者等と連携し、配置を促進する。

キ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を各幼稚園や保護者等に普及し、活用を促すことで、幼児期からの運動習慣づくりを推進する。

ク 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」等の運動遊びプログラムの普及及びその指導者に関する情報提供等により、放課後子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進し、小学生の運動経験の充実を図る。

コ 国は、日本スポーツ振興センター（J S C）及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実することにより、重大事故を限りなくゼロにするという認識の下で学校体育活動中における事故防止の取組を推進する。

サ 地方公共団体は、国の支援も活用しつつ、耐震化や芝生化など学校体育施設・設備を整備することにより、学校における子供のスポーツの場を充実する。

③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

〔施策目標〕

官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

〔具体的施策〕

ア 国は、産業界、地方公共団体及び保険者等と連携し、通勤時間や休憩時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりに向けたプロモーション活動の展開や民間事業者の表彰等を通じて、ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりを推進するとともに、民間事業者における「健康経営」を促進し、スポーツ参画人口の拡大を図る。

イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。

ウ 国は、地方公共団体と連携し、特別支援学校や総合型クラブ等において障害者スポーツに取り組みやすい環境を整備するなど、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組を推進する。

（2） スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

〔施策目標〕

スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や、指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。

〔具体的施策〕

＜アスリートのキャリア形成＞

ウ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。

＜スポーツ指導者の育成＞

オ 国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を大学やスポーツ団体等へ普及することにより、指導内容の質を確保するとともに、日体協自ら同カリキュラムを指導者養成講習会等に導入する際、オンラインコンテンツによる講習等を充実する。

カ 国及び日本障がい者スポーツ協会（日障協）は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。

ク 国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、運動部活動に関わる教員や外部指導員等におけるスポーツ指導者資格の保有者の増加を図り、児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにする。

コ 国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し、例えば、それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。

＜スポーツ推進委員等＞

テ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、研修等の海外の最先端のスポーツ政策を学ぶ機会を充実し、我が国のスポーツ施策を推進する人材の資質を向上させる。

② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

[施策目標]

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

[具体的施策]

ア 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成27年度現在0→目標47都道府県）

イ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。

ウ **イ**を踏まえ、国、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は、関係団体と連携し、都道府県レベルで中間支援組織を整備（平成27年度現在0→目標47都道府県）するとともに、研修会等の開催や先進事例の情報発信等により、PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（平成27年度現在37.9%→目標70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。

オ 地方公共団体は、**ウ**により整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する。

キ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに、市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより、総合型クラブの自立的運営を促進する。

③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

[施策目標]

既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。そのため、地域住民がスポーツに利用可能な施設の実態を的確に把握し、スポーツ施設に関する計画の策定を進める。

[具体的施策]

エ 地方公共団体は、国の上記ガイドラインや情報提供等に基づき、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進しスポーツ施設のストックの適正化を図る。また性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。

オ 地方公共団体は、国による先進事例の情報提供や技術的支援等を踏まえ、スポーツ施設の新築、運営方法の見直しにあたり、コンセッションをはじめとしたPPP/PFI等の民間活力により、柔軟な管理運営や、スポーツ施設の魅力や収益力の向上による持続的なスポーツ環境の確保を図る。

キ 国は、スポーツ施設の整備の促進と併せて、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、体操やキャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペースなどの有効活用を推進し、施設以外にもスポーツができる場を地域に広く創出する。

④ 大学スポーツの振興

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

〔施策目標〕

障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。

このため、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）とすることを目指す。

〔具体的施策〕

ア 国は、障害者スポーツの推進体制を構築するための実践研究の成果等を活用し、地方公共団体において、障害者スポーツの所管をスポーツ担当部局に一元化することを含め、スポーツ関係部局・団体等と障害福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進することにより、障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備を推進する。

イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等による連携・協働体制を整備することにより、障害者の幼少期から高齢期を通じニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。

オ 国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について周知し、障害者のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を把握するとともに、施設管理者に対し障害者スポーツへの理解を啓発し、障害者の不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮の取組を要請することにより、スポーツ施設における障害者の利用を促進する。

カ 国は、地方公共団体等と連携し、全ての特別支援学校が、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備する。

キ 国は、地方公共団体等と連携し、総合型クラブが障害者スポーツを導入するためのガイドブックを普及すること等により、総合型クラブへの障害者の参加を促進（平成27年度現在40%→目標50%）し、健常者と障害者がともにスポーツに参画する環境を整備する。

ク 国及び日障協は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大・専修学校の拡大等により、障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。（P11より再掲）

サ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、障害者スポーツの体験会等を支援することなどを通じ、障害者スポーツに対する理解を促進する。（障害者スポーツの直接観戦経験者 平成27年度現在4.7%→目標20%）

シ 国は、地方公共団体及び大学と連携し、全ての学校種の教員に対する障害者スポーツへの理解を促進するための研修等を推進するとともに、国及び地方公共団体は、特別支援学校等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより、学校における障害児のスポーツ環境を充実させる。

ス 国は、地方公共団体と連携し、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。これを踏まえ、スポーツ団体は、障害のある子供たちの全国的なスポーツイベントの開催を推進することにより、障害のある子供のスポーツ活動とその成果を披露する場を充実させる。

セ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び障害者福祉団体と連携し、スポーツに参加していない障害者の状況やニーズの把握、各地域における障害者スポーツ用具等の整備、地域の障害者福祉施設等を活用した福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の提供や中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の提供等の取組を推進する。

② スポーツを通じた健康増進

〔施策目標〕

健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

〔具体的施策〕

ウ 国は、地方公共団体、J S C、スポーツ安全協会、日体協及び医療機関等と連携し、種目別や世代別のスポーツ障害、外傷、事故等の情報収集・分析を行うとともに、安全確保に向けた方策をとりまとめ、普及・啓発することにより、安全にスポーツを行うことができる取組を促進する。

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

〔施策目標〕

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

〔具体的施策〕

ア 国は、地方公共団体、学校及びスポーツ団体等と連携し、女性スポーツに関する調査研究を行い、女子児童のスポーツへの積極的な参加や女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題を整理するとともに、これまでトップアスリートを対象に蓄積してきた研究や支援の成果も活用しつつ、女性がスポーツに参画しやすい環境を整備する。

イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。（P10より再掲）

エ 地方公共団体は、国のガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設のストックの適正化を図るため、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進する。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。（P15より再掲）

（2）スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

〔施策目標〕

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

② スポーツを通じた地域活性化

〔施策目標〕

スポーツツーリズムの活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度（平成27年度現在約138万人）、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度（平成27年度現在約2,204億円）、地域スポーツコミッションの設置数を170（平成29年1月現在56）に拡大することを目指す。

〔具体的施策〕

イ 地方公共団体は、国のスポーツツーリズムに係る消費者動向の調査・分析やスポーツコミッションの優良な活動事例の情報提供等を活用し、地域スポーツコミッションの設立支援や、海・山・川など地域独自の自然や環境等の資源とスポーツを融合したスポーツツーリズムの資源開発等の取組を持続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの観点も

取り入れたスポーツツーリズムの取組も推進する。

エ 地方公共団体は、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等と連携し、国による先進事例の調査・分析と普及を通じて、住民の地域スポーツイベントへの参加・運営・支援や地元スポーツチームの観戦・応援などにより、スポーツによる地域一体感の醸成と非常時にも支え合える地域コミュニティの維持・再生を促進する。

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

[施策目標]

国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。

[具体的施策]

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係機関と連携し、SFT等により、計画的・戦略的な二国間交流や多国間交流・協力を促進する。(目標：SFTによりスポーツの価値を100か国以上1,000万人以上に広げる。)

カ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、諸外国におけるスポーツに関する情報を戦略的に収集・分析・共有するとともに、スポーツ団体等における国際業務の体制の強化及び国内の関係機関との効果的な連携体制の構築を実現する。

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

[施策目標]

各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。

これにより、シニアとジュニア(次世代)のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

[施策目標]

多様な主体の参画の下、新たな手法の活用も進めつつ、地域に存在している将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース(パスウェイ)に導くことで、オリンピック・パラリンピック等において活躍が期待されるアスリートを輩出する。

[具体的施策]

ア 国は、JSC、地方公共団体、JOC、JPC、日体協(各都道府県協会を含む)、日障協(各都道府県協会を含む)、中体連、高体連、日本高等学校野球連盟、中央競技団体、医療機関及び特別支援学校を含む諸学校等と連携し、地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築するとともに、既に一定の競技経験を有するアスリートの意欲や適性を踏まえた種目転向を支援する。その際、障害者アスリートの発掘・育成にあたっては、障害に応じたクラス分けにも十分配慮する。

③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実

[施策目標]

ハイパフォーマンスに関する情報収集、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として、ナショナルトレーニングセンター(NTC)や国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能を構築する。

こうした体制も活用し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援の充実を図る。

④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

〔施策目標〕

「ハイパフォーマンスセンター」や競技別の強化拠点をはじめとして、トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実を進める。これにより、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える体制を確立する。

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

〔施策目標〕

スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

② ドーピング防止活動の推進

〔施策目標〕

フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。